

＊北海道公報

目次

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

規則

- 保健婦助産婦看護婦法施行細則の一部を改正する規則 (地域医療課 六〇)
- 栄養士法施行細則の一部を改正する規則 (地域保健課 六〇)
- 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 (食品衛生課 六〇)
- 毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則 (業務課 六一)

訓令

- 北海道職員の勤務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

告示

- 生活保護法による介護機関の指定 (保護課 六一)
- 生活保護法による介護機関の変更等の届出 (保護課 六一)
- 国土調査の指定 (農地調整課 六二)
- 国土調査の成果の認証 (農地調整課 六二)
- 農地法により国が売り渡すべき土地等に係る土地配分計画 (農地調整課 六三)
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農地調整課 六三)
- 土地改良事業の計画変更の協議の適否の決定 (土地改良指導課 六三)
- 道営土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課 六三)
- 肥料の登録の有効期間の更新 (流通対策課 六三)
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (資源管理課 六三)
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課 六四)
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課 六四)
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (技術管理課 六四)
- 道路の区域の変更(二件) (道路整備課 六五)
- 道路の区域の決定及び供用の開始 (道路整備課 六六)
- 道路の区域の変更及び供用の開始(二件) (道路整備課 六六)
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路整備課 六七)
- 公有水面の埋立ての承認 (砂防災害課 六七)
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 (都市環境課 六七)

- 知事表彰の受賞者 (人事課 六八)
- 二級河川泊川河川整備基本方針 (河川課 六八)
- 二級河川古丹別川河川整備基本方針 (河川課 六八)
- 二級河川歴舟川河川整備基本方針 (河川課 六八)

支庁告示

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了

道公安委員会告示

- 遊技機の認定及び型式の検定等の告示

公布された規則のあらまし

◇保健婦助産婦看護婦法施行細則の一部を改正する規則(規則第百二号)

- 一 趣旨及び内容
保健婦助産婦看護婦法等の改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。
- 二 施行期日
この規則は、公布の日から施行することとした。

◇栄養士法施行細則の一部を改正する規則(規則第百三号)

- 一 趣旨及び内容
栄養士法等の改正に伴い、栄養士免許の申請書について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。
- 二 施行期日
この規則は、公布の日から施行することとした。

◇製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則(規則第百四号)

- 一 趣旨及び内容
製菓衛生師法施行規則の改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。
- 二 施行期日
この規則は、公布の日から施行することとした。

◇毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則(規則第百五号)

- 一 趣旨及び内容
毒物及び劇物取締法等の改正にかんがみ、特定毒物の使用について実地の指導を行う者の指定に係る欠格事由等について所要の改正を行うこととするため、この規定を制定することとした。
- 二 施行期日

平成十三年九月十八日 火 曜 日

六〇

この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

保健婦助産婦看護婦法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年九月十八日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第二百二号

保健婦助産婦看護婦法施行細則の一部を改正する規則

保健婦助産婦看護婦法施行細則（昭和二十八年北海道規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改める。

第五条中「第十四条第五項」を「第十四条第三項」に改める。

別記第二号様式備考3(3)の事項を次のように改める。

(3) 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかにかに関する医師の診断書

別記第三号様式備考を次のように改める。

備考 用紙は、日本標準規格A4とすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年九月十八日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第二百三号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（昭和二十三年北海道規則第八号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第2条関係）

栄 養 士 免 許 申 請 書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 本 籍

住 所

氏 名

年 月 日生

次のとおりですので、栄養士法施行規則第1条の規定により栄養士免許を申請します。

1 罰金以上の刑に処せられたことはありません。（あるときは、その刑及び刑の確定年月日）

2 栄養士の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことはありません。（あるときは、違反の事実及び年月日）

備考 関係書類として、次の書類を添付すること。

(1) 栄養士法第2条第1項に該当する者であることを証する書面

(2) 戸籍謄本若しくは戸籍抄本若しくは住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項を記載したものに限り。）又は外国人登録証の写し

別記第三号様式備考を次のように改める。

備考 免許証をき損したときは、その免許証を添えること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年九月十八日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第二百四号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年北海道規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式添付書類2の事項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は精神病者」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年九月十八日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第百五号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和三十一年北海道規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項第四号中「及び」を「又は」に、「該当しないことを証する」を「該当するかどうかに関する」に改め、同項に次の一号を加える。

六 毒物劇物取扱責任者として省令第十一条の三の二第二項において準用する同条第一項に規定する者である場合にあつては、令第三十六条の五第二項の規定により講ずる措置の内容を記載した書面

第十条第一号を次のように改める。

一 十八歳未満の者

第十条第三号を削り、同条第二号中「精神病者又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第十一条第三号を次のように改める。

三 前条第二号又は第三号に該当するかどうかに関する医師の診断書

第十一条に次の一号を加える。

八 第十三条に規定する措置を講ずる必要がある者にあつては、当該措置の内容を記載した書面

第十三条及び第十四条を次のように改める。

（障害を有する指導員に係る保健衛生上の危害の防止のための措置）

第十三条 指導員証の交付を受けて指導を行う者は、視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能の障害を有する場合にあつては、その業務を行うに当たつて必要とされる認知、判断及び意思疎通を適切に行うため、特定毒物による保健衛生上の危害の確実な防止に必要な設備の設置、補助者の配置その他の措置を講じなければならない。

第十四条 削除

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓

令

北海道訓令第16号

本 出 先 機 関

北海道職員の勤務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成13年9月18日

北海道知事 堀 達也

北海道職員の勤務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

北海道職員の勤務発明等に関する規程（昭和60年北海道訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 研究員は、前項の発明等が特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張ができる発明又は考案であり、当該優先権の主張の基礎となる先の出願に係る特許又は実用新案登録を受ける権利を第8条第1項の規定により道に承継しているときは、前項の規定にかかわらず、特許又は実用新案登録の出願を行わずに、直ちに、別記第1号様式の勤務発明届に、当該発明又は考案の概要並びに当該優先権の主張の基礎となる先の出願に係る発明又は考案の名称、出願日及び出願番号を記載した書類を添え、所属長を経由して知事に届け出なければならない。

第4条第1項中「又は第2項の」を「から第3項までの規定による」に改める。

第5条第1項及び第3項中「第3条第1項」の次に「又は第2項」を加える。

第6条第1項及び第3項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

第8条第2項中「所属長は」を「知事は、第3条第1項の規定による届出に係る発明等について」に、「手続き」を「手続」に改め、同条に次の1項を加える。

3 知事は、第3条第2項の規定による届出に係る発明又は考案について、第1項の規定による議決書の提出があつたときは、直ちに当該特許又は実用新案登録の出願をしなければならない。

第11条に次のただし書を加える。

ただし、第3条第2項の規定による届出に係る第5条第1項の認定又は同条第2項の決定をしようとする場合において、第3条第4項の所属長の意見の内容及び同条第2項の先の出願に係るこの条本文の意見から、職務発明等であると認定すべきこと及び道が特許又は実用新案登録を受ける権利の承継を決定すべきことが明らかであると認めるときは、この限りでない。

第13条第3項中「総合企画部科学技術振興課長」を「総合企画部科学技術振興課参事」に改める。

別記第1号様式中「平成」を削り、「北海道知事様」を「北海道知事様」に改め、「第2項」の次に「、第3項」を加える。

別記第4号様式中「平成」を削り、「北海道知事様」を「北海道知事様」に改め、同様式中注を注2とし、注1として次のように加える。

1 北海道職員の勤務発明等に関する規程第3条第2項の規定による届出に係る発明又は考案について、特許又は実用新案登録を受ける権利を譲渡する場合は、「2 出願年月日」を「2 勤務発明届提出日」とし、「3 出願番号」は、記載しないこと。

附 則

この訓令は、平成13年9月18日から施行する。

告 示

北海道告示第1571号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成13年9月18日

名 称	サ ー ビ ス の 種 類	所 在 地	堀 達 也 指 定 年 月 日
訪問介護ステーションほのか	訪 問 介 護	夕張郡栗山町松風2丁目120番地	平成13. 8. 21
有限会社高橋介護サービス	訪 問 介 護	室蘭市白鳥台1丁目30番9号	同 13. 6. 1
道東勤医協さくらヘルパーステーション	訪 問 介 護	釧路市桜ヶ岡2丁目18番7号	同 13. 8. 1
ほ の か の 里	痴呆対応型 共同生活介護	夕張郡栗山町錦2丁目96番地	同 13. 8. 21
介護用品ショップしやり	福祉用具貸与	斜里郡斜里町港町2番地34	同 13. 5. 1
レンタルショップピュアライフ	福祉用具貸与	留萌市沖見町6丁目18-6	同 13. 8. 1
株式会社多田薬局本店介護サービス事業部	居 宅 介 護 支 援 事 業	室蘭市中央町3丁目4番14号	同 13. 7. 1

北海道告示第1572号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり届出があった。

平成13年9月18日

名 称	サ ー ビ ス の 種 類	所 在 地	堀 達 也 届 出 の 内 容
ケアステーションなのはな	訪問介護	上川郡和寒町字三笠6番地	平成12. 9. 14 変更 (所在地)
		(変更前) 上川郡和寒町字三笠6番地	
		(変更後) 上川郡和寒町字西町145番地	
ヘルパーステーション ゆいっこ	訪問介護	檜山郡江差町南ヶ丘7-341	平成13. 6. 8 変更 (所在地)
		(変更前) 檜山郡江差町南ヶ丘7-341	
		(変更後) 檜山郡江差町南ヶ丘7-119	

北海道告示第1573号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次のとおり室蘭市が実施する地籍調査を国土調査として指定した。

平成13年9月18日

1 調査を行う者の名称	室 蘭 市	北 海 道 知 事 堀 達 也
2 調 査 区 域	室蘭市石川町の一部	
3 調 査 期 間	平成13年9月6日から平成14年3月31日まで	
4 指 定 の 年 月 日	平成13年9月6日	

北海道告示第1574号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成13年9月18日

成 果 の 名 称	調 査 を 行 っ た 者	調 査 を 行 っ た 地 域	北 海 道 知 事 堀 達 也 調 査 を 行 っ た 期 間	認 証 年 月 日
中頓別町 地籍図・地籍簿	枝幸郡 中頓別町 部	字旭台の一	平成13年6月6日から 平成13年8月6日まで	平成13. 9. 10

北海道告示第1575号

農地法（昭和27年法律第229号）第62条第3項の規定により、次のとおり国が売り渡すべき土地等に係る土地配分計画を公示する。

平成13年9月18日

区分	所在地	地区名	北海道知事堀達也			摘要
			予定売渡口数	予定売渡面積	入植増反団体	
空知支庁知事作成分	幌加内町	幌加内原野	1	0.26	ha	
上川支庁知事作成分	当麻町	当麻	32	5.93	ha	
留萌支庁知事作成分	幌延町	幌延ウヅシ	2	1	0.47	0.11
宗谷支庁知事作成分	猿払村	猿払第1	3	0.70		
十勝支庁知事作成分	浦幌町	稲穂	8	1.38		
釧路支庁知事作成分	標茶町	多和	1	2.50		
同	白糠町	白糠	1	1.33		
根室支庁知事作成分	中標津町	中標津	4	0.88		

北海道告示第1576号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成13年9月5日、初山別土地改良区の定款の変更を認可した。

平成13年9月18日

北海道知事堀達也

北海道告示第1577号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、旭川市が行う土地改良（聖和地区基盤整備促進【基盤整備】（農業用排水））事業の土地改良事業計画の変更の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成13年9月21日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年9月18日

北海道知事堀達也

北海道告示第1578号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成13年9月21日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年9月18日

北海道知事堀達也

地区名	事業の種類	縦覧場所
東江別	土地改良総合整備【担い手育成型】（農業用排水、暗きょ）	北海道石狩支庁
旭中	基幹水利施設補修	北海道上川支庁

北海道告示第1579号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成13年9月18日

北海道知事堀達也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産者	登録有効期限
北海道第2769号	副産動物質肥料	ケラーX2号	窒素全量 りん酸全量	含有を許される有害物質の最大量は公定規格のとお	名産業所 有限会社北勇工業 樺戸郡月形町字清澄町265番地1	平成16.8.29

北海道告示第1580号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年9月18日

北海道知事堀達也

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

第1298号

- 漁業取締船海王丸上架修理工事 一式
- 2 落札を決定した日
平成13年 8月28日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 函東工業株式会社 代表取締役 津村 英輔
(2) 住 所 函館市浅野町 3番11号
- 4 落札金額
96,600,000円
- 5 競争の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成13年北海道告示第1237号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道水産林務部資源管理課
(2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第1581号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成13年 9月18日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 解除予定保安林の所在 場所 幌泉郡えりも町字目黒213の 1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除予定保安林の所在 場所 河西郡更別村字更別592の 1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び更別村役場に

備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1582号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成13年 9月18日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 解除予定保安林の所在 場所 古宇郡神恵内村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除予定保安林の所在 場所 上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1583号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年 9月18日

北海道知事 堀 達 也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
平成13年度北海道土木工事設計積算電算システム端末機器賃貸借契約その3
北海道土木工事設計積算電算システムに使用するサーバ（1月当たりの単価）
北海道土木工事設計積算電算システムに使用するソフトウェア 15組
2 落札を決定した日
平成13年 9月 4日
3 落札者の氏名及び住所

北海道告示第1586号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道綱走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年9月18日

也達堀

- | | | |
|---|-------|--------|
| 1 | 道路の種類 | 道道 |
| 2 | 路線名 | 摩周湖斜里線 |
| 3 | 道路の区域 | |

北海道告示第1587号

道路法（昭和27年法律第80号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年9月18日

北海道知事 堀達也

報

公

道

海

北

北海道告示第1588号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道細走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年9月18日

- | | | |
|---|-------|-----------|
| 1 | 道路の種類 | 道道 |
| 2 | 路線名 | 緑蔭中湧別停車場線 |

- 也達堀

- 3 道路の区域
区 間 変更前 敷地の幅員 延長 国道等との

- | | | | | |
|---|---|----------------------|---------|---|
| 紋別郡上湧別町字旭175番
2地先から紋別郡上湧別町
字旭17番1地先まで | 前 | 15.38mから
20.80mまで | 410.00m | — |
| | 後 | 15.70mから
45.00mまで | 398.50m | — |

- | | | |
|----------|---------|---|
| 15.38mから | 410.00m | — |
| 20.80mまで | | |
| 15.70mから | 398.50m | — |
| 15.00mまで | | |

北海道告示第1589号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成13年9月18日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 江差木古内線
- 3 区 間 檜山郡江差町字姥神町93番地先から
檜山郡江差町字津花町48番34地先まで

北海道告示第1590号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを承認した。

平成13年9月18日

北海道知事 堀 達 也

- 1 承認年月日 平成13年9月10日

- 2 承認を受けた国の官庁

- (1) 名称 農林水産省
- (2) 住所 東京都千代田区霞が関1の2の1
- (3) 代表者の氏名 農林水産大臣 武部 勤

- 3 埋立区域

- (1) 位置 奥尻郡奥尻町字湯浜98番6地先の公有水面
- (2) 区域 次の①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑦の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

- ①の地点 X＝－202,378.98、Y＝－68,510.34 から方向角214度59分26秒の方向898.31mの地点
- ②の地点 ①の地点から方向角140度42分44秒の方向43.05mの地点
- ③の地点 ②の地点から方向角250度36分49秒の方向15.90mの地点
- ④の地点 ③の地点から方向角252度06分48秒の方向3.30mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から方向角320度42分41秒の方向33.03mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から方向角230度42分26秒の方向7.48mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から方向角320度42分59秒の方向3.40mの地点

- (3) 面積 742.59㎡
- 4 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置

奥尻郡奥尻町字湯浜98番2、98番6及び98番7地先、並びに98番5、98番6、98番7及び99番3

- (2) 区域 次の⑦の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線及び⑦の地点と⑧の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

- ⑦の地点 三等三角点神威脇（北緯42度10分29秒770、東経139度25分14秒277、X＝－202,378.98、Y＝－68,510.34）から方向角216度37分25秒の方向876.29mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から方向角140度42分54秒の方向36.64mの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から方向角140度40分39秒の方向1.21mの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から方向角140度43分33秒の方向15.73mの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から方向角140度42分37秒の方向30.39mの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から方向角148度20分40秒の方向6.10mの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から方向角250度36分43秒の方向44.83mの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から方向角250度36分43秒の方向30.00mの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から方向角322度12分57秒の方向34.57mの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から方向角5度42分40秒の方向42.42mの地点

- (3) 面積 5,017.62㎡
- 5 埋立地の用途 漁港施設用地

北海道告示第1591号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年9月18日

北海道知事 堀 達 也

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 千歳市美々758番7（ほか9筆（第1－3工区）

- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市土地開発公社 理事長 鈴木 修

- (3) 開発許可年月日及び番号 平成6年1月14日 都整第5－26号

- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 上川郡鷹栖町2026番39のうち（ほか4筆（第2工区）

- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名 上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号 鷹栖町土地開発公社 理事長 佐藤 節雄

- (3) 開発許可年月日及び番号 平成元年2月3日 都整第1－2号

公 表

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成13年 9月18日

北海道知事 堀 達 也

北海道社会貢献賞
市（区）町村名 氏名又は団体名 功 績 の 内 容
函 館 市 木 戸 巻 子 貯 蓄 功 勞
初 山 別 村 立 花 京 子 同

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川泊川に係る河川整備基本方針を定めたので、別紙のとおり公表する。

（「別紙」は、省略し、北海道建設部河川課及び小樽土木現業所並びに島牧村役場に備えて縦覧に供する。）

平成13年 9月18日

北海道知事 堀 達 也

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川古丹別川に係る河川整備基本方針を定めたので、別紙のとおり公表する。

（「別紙」は、省略し、北海道建設部河川課及び留萌土木現業所並びに苫前町役場に備えて縦覧に供する。）

平成13年 9月18日

北海道知事 堀 達 也

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川歴舟川に係る河川整備基本方針を定めたので、別紙のとおり公表する。

（「別紙」は、省略し、北海道建設部河川課及び帯広土木現業所並びに大樹町役場に備えて縦覧に供する。）

平成13年 9月18日

北海道知事 堀 達 也

支 庁 告 示

北海道十勝支庁告示第19号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年 9月18日

北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 河西郡芽室町新生南4線1番1のうち、1番8、1番9
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 河西郡芽室町新生南4線1番地8 有限会社十勝太陽フーズ 代表取締役 小川 敬信
- 3 開発許可年月日及び番号 平成13年 3月28日 十建指第12-12号

道公安委員会告示

北海道公安委員会告示第75号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成13年 9月18日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号株式会社サンセイアールアンドデザイン
代表者の氏名	代表取締役 杉島紀志男
製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一
型式の分類	ぱちんこ遊技機
型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	CRオークス
製造業者名	株式会社サンセイアールアンドデザイン
型式試験番号	10025400
検定年月日	平成13年 9月18日
検定番号	第10025400号
検定の有効期間	公示の日（平成13年 9月18日）から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号株式会社サンセイアールアンドデザイン

2	代表者の氏名		代表取締役 杉島紀志男
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一
	遊技機の種類		ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名		C R オークスMO
	製造業者名		株式会社サンセイアールアンドデイ
	型式試験番号		10033800
	検定年月日		平成13年9月18日
	検定番号		第10033800号
	検定の有効期間		公示の日（平成13年9月18日）から3年間
3	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都台東区東上野二丁目11番7号 株式会社オリンピア
	代表者の氏名		代表取締役 石原 昌幸
	製造又は検査を行う事業所の所在地		沖縄県那覇市港町3丁目4番12号
	遊技機の種類		回胴式遊技機
	遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名		トリックモンスター2
	製造業者名		株式会社オリンピア
	型式試験番号		14034100
	検定年月日		平成13年9月18日
	検定番号		第14034100号
4	検定の有効期間		公示の日（平成13年9月18日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都台東区台東三丁目6番13号 テクノコーション株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 河田 節子
	製造又は検査を行う事業所の所在地		栃木県下都賀郡野木町大字南赤塚1458
	遊技機の種類		回胴式遊技機
	遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名		キョウメー30
	製造業者名		テクノコーション株式会社
	型式試験番号		14030500
	検定年月日		平成13年9月18日
5	検定の有効期間		公示の日（平成13年9月18日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都台東区東上野一丁目12番13号 佐藤ビル2階 ベルコ株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 鈴木 暢晃
	製造又は検査を行う事業所の所在地		埼玉県さいたま市三橋五丁目1515番地 群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178ー5
	遊技機の種類		回胴式遊技機
	遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名		ゴールデンベル7
	製造業者名		ベルコ株式会社
	型式試験番号		14031900
	検定年月日		平成13年9月18日
6	検定の有効期間		公示の日（平成13年9月18日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都台東区東上野一丁目12番13号 佐藤ビル2階 ベルコ株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 鈴木 暢晃
	製造又は検査を行う事業所の所在地		埼玉県さいたま市三橋五丁目1515番地 群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178ー5
	遊技機の種類		回胴式遊技機
	遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名		ワンバー1ー30
	製造業者名		ベルコ株式会社
	型式試験番号		14030300
	検定年月日		平成13年9月18日
7	検定の有効期間		公示の日（平成13年9月18日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社ミズホ
	代表者の氏名		代表取締役 安藤 壽雄
	製造又は検査を行う事業所の所在地		千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
	遊技機の種類		ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名		C R がんぱりマッスルX
	製造業者名		株式会社ミズホ
	型式試験番号		14030500号
	検定年月日		平成13年9月18日

8	要	型式試験番号	10034600
	検 定 年 月 日	平成13年9月18日	
	検 定 番 号	第10034600号	
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年9月18日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 アルゼ株式会社	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 岡田 和生	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	鳥取県米子市和田町1343番地 栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地	
	型式	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名	
	概 要	遊技機の認定及び型式の検査等に関する規則第6条第2号 型式試験番号 製造業者名 型式試験番号	
	検 定 年 月 日	平成13年9月18日	
9	検 定 番 号	第14033200号	
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年9月18日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府堺市旭ヶ丘北町1丁4番5号 株式会社ネット	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 国本 幸司	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	大阪府八尾市沼2丁目4番1号	
	型式	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名	
	概 要	遊技機の認定及び型式の検査等に関する規則第6条第2号 型式試験番号 製造業者名 型式試験番号	
	検 定 年 月 日	平成13年9月18日	
	検 定 番 号	第14033700号	
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年9月18日）から3年間	
10	型式	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名	
	概 要	遊技機の認定及び型式の検査等に関する規則第6条第1号イ 製造業者名 型式試験番号	
	検 定 年 月 日	平成13年9月18日	
	検 定 番 号	第10032900号	
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年9月18日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都新宿区新宿1丁目24番7号 有有限会社リックコーポレーション	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 田中 理介	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	兵庫県伊丹市北伊丹2丁目129-3	
	型式	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名	
	概 要	遊技機の認定及び型式の検査等に関する規則第6条第2号 型式試験番号 製造業者名 型式試験番号	
11	検 定 年 月 日	平成13年9月18日	
	検 定 番 号	第14027500号	
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年9月18日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフイア	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 井置 定男	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地	
	型式	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名	
	概 要	遊技機の認定及び型式の検査等に関する規則第6条第1号イ 型式試験番号 製造業者名 型式試験番号	
	検 定 年 月 日	平成13年9月18日	
	検 定 番 号	第10034000号	
12	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年9月18日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 松元 邦夫	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地	
	型式	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名	
	概 要	遊技機の認定及び型式の検査等に関する規則第6条第1号イ 型式試験番号 製造業者名 型式試験番号	
	検 定 年 月 日	平成13年9月18日	
	検 定 番 号	第10034000号	
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年9月18日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地	